

丸山敏秋（倫理研究所理事長）

うつしよのなべてくすしき天地のみわざとすずし初夏の朝風（丸山敏雄、昭和15年5月2日作）

はじめに

近代国家をめざした明治日本は、明治22（1889）年に大日本帝国憲法を發布し、法治国家としての体制を整備していった。大正時代に入るとあらゆる法律が体系的に完備していたのだが、一つだけの例外が宗教法である。宗教団体が成立する昭和14年までの間は、太政官布告や各省庁などからの布達類を、裁判所の判例や通牒や指令などで補備して運営するという、きわめて曖昧なものであった。帝国憲法二十八条にある「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」は、事実上無視されていたに等しい。⁽¹⁾

昭和の初期には、新興宗教の取り締まりが強化され、社会を揺るがせる弾圧事件が連続して起こる。なかでも巨大化していく大本教とひとのみち教団への弾圧は徹底的であった。「不敬罪」を焦点として、新興宗教を潰すことが政府当局の目的である。そのことから憲法における信教の自由をめぐる政府側と法律学者とによる大論争が巻き起こった。

昭和12年4月6日に始まるひとのみち教団（以下、教団と略記する場合もある）の大弾圧に連座し、教団幹部（准祖）の一人として投獄されたのが、戦後に倫理運動を興す丸山敏雄（1892～1951）である。獄中では自白を強要する激しい拷問を受け、虚偽の予審調書に署名させられる。翌年5月に仮釈放されてからは長い裁判がつづき、昭和19年10月31日に大審院での上告棄却が決定するまで、敏雄は実に7年半近くに及ぶ辛苦を耐え忍ばなければならなかった。

しかしこの艱難があったからこそ、一宗一派に執しない万人の生活法則である「純粹倫理」が産み出されたのである。ゆえに、丸山敏雄および純粹倫理を研究する上で、教団との出会いから裁判が終結するまでの約12年間はきわめて重要な期間であり、多面的に深い研究が求められる。

そもそも丸山敏雄は、囑望されていた学校教育者（管理者）の道を捨て、なぜ新興の宗教団体に身を投じることになったのか。入信するまで、どのような心情の変化があったのか。そして教団では、いかなる心境で何を行っていたのか。

そうした事柄については、『丸山敏雄全集』にも収録されている裁判資料（膨大な公判記録や上申書など）から詳細を知ることができる。裁判資料は敏雄本人が公判という場で述べたり、証拠資料として念入りに書いたもので、若干の記憶ちがいはあったとしても、虚飾や粉飾はまず考えられない。それを基礎資料として筆者はすでに「丸山敏雄の国体観」を考察する中で、敏雄が教団に入信する契機と過程についてかなり詳しく触れたが、それは事実をまだ辿ったにすぎないものであった。⁽²⁾

本稿は丸山敏雄の人間像を、宗教（信仰）との出会いから入信に至る過程という面から探り出すことを目的としている。人生の苦難や不条理に直面したとき、宗教に救いを求めて入信する人たちは今日でも大勢いる。直接

的な入信の動機は、病気や不和や事業不振等さまざまであっても、総じて宗教学で「剥奪理論」と呼ばれるところの、「剥奪状況の克服」を求めてのケースが大半である。しかし丸山敏雄の場合は、剥奪理論だけでは説明できない動機があった。それは何であったか。

さらに入信の過程では熱心な信仰者ほど、「回心」と呼ばれる心境の大きな転換の体験を伴う場合が多い。どのようにして回心に至ったのかに、その人間の本質的な要素を見出すことができる。丸山敏雄の場合にも回心の経験があった。それはどのように起こったのか。

本稿ではそうした事柄を精査することにより、丸山敏雄が宗教と向き合った姿勢を明らかにしたい。その際に比較対照できる人物がいれば、解明はより精度を増す。その恰好の人物として採り上げるのが、丸山敏雄とはまったく異なる前半生を歩みながら教団に入信し、敏雄より3歳年下で4年早く准祖となった湯浅真生(1895～1955)である。

ひとのみち教団は土着的な貧農階層に根を張った大本教とは違い、都市大衆層から支持を集め、信者には高学歴者や社会的地位の高い人々も多かったと特色づけられている。この教団の不敬事件に関する膨大な資料集を刊行した宗教学者の池田昭は、第二部第二章に「幹部2名の入信過程の記録」として丸山敏雄と湯浅真生の記録(手記)を載せている。⁽³⁾二人は教団内での知的エリートと目されていたからであった。

奇縁というべきであろうか、筆者は湯浅真生の長男である湯浅泰雄(元筑波大学教授、桜美林大学名誉教授)から大学院時代に指導を受けた。学位論文の副査にもなっていた。そうした縁もあって、2005年に逝去された湯浅教授の蔵書や原稿類の一切を寄贈され、すべての蔵書は倫理資料館(東京都武蔵野市)に「湯浅泰雄文庫」として保存されている。

その寄贈された図書資料の中には、湯浅真生が所持していたひとのみち教団弾圧事件の裁判資料の一部(公判記録や上申書)も含まれていた。丸山敏雄が所持していた裁判資料にはない資料もそこにはある。また、『丸山敏雄全集』には収録されなかったが、敏雄の遺品として残っている裁判資料もある。たとえば『元准祖座談会』というタイプ刷りの文書は、被告人となった准祖たちが第二審を前に弁護士のもとで座談をしたときの速記資料である(倫理資料館収蔵)。そこには丸山敏雄の発言も湯浅真生のそれも記録されている。そうしたこれまで未公開の資料も援用しながら、本稿を進めてみたい。